

昭和五十七年八月十九日（木曜日）
午前十一時五分開会

委員の異動

村上 正邦君

安田 隆明君

出席者は左のとおり。

委員

石本 茂君

齋藤 十朗君

関口 恵造君

田代由紀男君

田中 正巳君

福島 茂夫君

對馬 孝且君

本岡 昭次君

中野 鉄造君

沓脱タケ子君

藤井 恒男君

前島英三郎君

山田耕三郎君

今牛馬

身君

事務局側
厚生省業務局長 持永 和見君
常任委員会専門 員 今藤 省三君

本日の會議に付した案件
○毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○保育所振興対策の確立に関する請願(第二二二号外三二五件)
○保育所の運営費等に対する国庫補助制度の改善等に関する請願(第一七七号外一件)
○社会保険診療報酬における原価割れ料金の是正促進に関する請願(第六六号外二件)
○民間保育事業振興に関する請願(第六七号外七件)
○療術の制度化促進に関する請願(第八四号外四件)
○社会保障、社会福祉予算の増額に関する請願(第一五八号外一六件)
○保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(第一七〇号外一件)
○福島総合高等職業訓練校の養成訓練の存続に関する請願(第二二八号)
○国民健康保険給付費の都道府県一部負担導入反対に関する請願(第二一九号)
○国民年金、福祉年金の年金額引上げ等に関する請願(第三三五号)
○老人医療費有料化反対等に関する請願(第二四七号)
○無認可障害者作業所の助成に関する請願(第二五五号)
○老人福祉に関する請願(第二八〇号)
○国民年金法等の改正による旧軍人等の軍歴算入

- 戦時災害援護法制定等に関する請願（第四五七号外四件）
- 厚生年金等各種年金の引下げ反対等に関する請願（第四六一号外九一件）
- 自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四六三号外一二一件）
- ベーチェット病調査研究班の存続等に関する請願（第五三七号外六件）
- 手話通訳の制度化に関する請願（第五四四号）
- 老人保健法案反対に関する請願（第五八三号外八一件）
- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六五二号外二四件）
- 老人医療費の有料化反対等に関する請願（第六七五号外一五八件）
- 適正な診療報酬の引上げ等に関する請願（第六八七号外三九件）
- 社会保障・福祉の改善に関する請願（第七二三号外二件）
- 難病対策の充実に関する請願（第七六一号）
- 老人保健医療制度の改善に関する請願（第七八四号外五一三件）
- 理容業の許認可等に関する請願（第七九二号外一件）
- 年金国庫補助金の削減反対等に関する請願（第七九二号外一九件）
- 身体障害者に対する福祉行政に関する請願（第七九四一号外三〇件）
- 労働者災害補償保険法改善に関する請願（第七九四二号外三一件）
- 労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第七九四三号外三二件）
- 旧旧労災被災者に現行労災法適用に関する請願（第七九四四号外三〇件）

- 労災年金の最低給付に関する請願（第九四五号外三一件）
- 福祉手当増額支給に関する請願（第九四六号外三〇件）
- 身体障害者の無年金者救済に関する請願（第九四七号外三一件）
- 年金の官民格差是正に関する請願（第九四八号外三一件）
- 福祉年金の所得制限廃止に関する請願（第九四九号外三一件）
- 労災脊髄損傷者と遺族年金に関する請願（第九五〇号外三一件）
- 在宅重度障害者の介護料に関する請願（第九五一号外三一件）
- 重度障害者の終身保養所設置に関する請願（第九五二号外三一件）
- 身障者雇用に関する請願（第九五三号外三一件）
- 在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第九五四号外三一件）
- 労災重度被災者の暖房費支給に関する請願（第九五五号外三一件）
- 老人保健法案反対、医療・保健・福祉の拡充改善に関する請願（第九六四号外五件）
- 老人医療有料化反対等に関する請願（第一二〇二号外五四件）
- 老人保健法案反対等に関する請願（第一二三〇号外二七件）
- 老人医療の有料化反対、国民の健康と医療の確保に関する請願（第一一三四号外七件）
- 老人医療の有料化、年金スライドの実施時期延期反対に関する請願（第一二六九号外六三件）
- 寒冷地療養担当手当の改善に関する請願（第一二二二号外二件）
- 療養の制度化阻止に関する請願（第一二三三号外一三件）

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（目黒今朝次郎君） 御異議ないと認め、

する国庫補助制度の改善等に関する請願
第六七号、第二一四号、第二三四号、第二四二

第九五二号、第一〇六三号、第二一五六号、第二二三七号、第一二五七号、第一四五三号、第

役員を解任し、又は設立の認可を取り消すことができる。ただし、設立の認可の取消しは、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、行うことができる。

第六十六条 次のように改める。

第六十七条 前三条の規定により業務の停止を命じ、若しくは設立の認可を取り消す場合に「第六十四条若しくは第六十五条の規定による処分をする場合に」に改める。

第五章の二 医療計画

第七十一条の二 厚生大臣は、医療審議会の議を経て、国の医療計画を定めるものとする。

二 都道府県医療計画の指針に関する事項

三 国の開設する医療機関及び公的医療機関の整備に関する事項

四 がん専門病院、循環器疾患専門病院、精神神経専門病院、小児専門病院、老人専門病院等の専門病院及び医学的リハビリテーション施設の整備に関する事項

五 医療従事者の養成及び確保に関する事項

三 厚生大臣は、国の医療計画を定めようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

四 都道府県知事は、国の医療計画について、その意見を厚生大臣に申し出ることができる。

五 国の医療計画は、少なくとも五年ごとに検討されるものとする。この場合において、国の医療計画を変更する場合には、第一項及び前二項の規定を準用する。

第七十一条の三 都道府県知事は、国の医療計画に即して、都道府県医療審議会の議を経て、都道府県医療計画を定めるものとする。

二 都道府県医療計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療の確保の基本方針に関する事項

二 医療圏の設定に関する事項

三 医療圏ごとの必要病床数の設定その他医療圏ごとの医療機関の整備の目標に関する事項

四 医療機関相互の機能連携に関する事項

五 医療従事者の確保に関する事項

六 無医地区の医療、休日及び夜間診療並びに救急医療の確保に関する事項

七 地域中核病院の整備に関する事項

三 市町村長は、都道府県医療計画について、その意見を都道府県知事に申し出ることができる。

四 厚生大臣は、都道府県医療計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県知事に必要な助言をすることができる。

五 都道府県医療計画は、少なくとも五年ごとに検討されるものとする。この場合において、都道府県医療計画を変更する場合には、第一項及び前二項の規定を準用する。

第七十一条の四 都道府県知事は、都道府県医療計画に基づき、地域における医療に関し中核的機能を有する医療機関として、総合病院である公的医療機関等のうちから地域中核病院を指定する。

二 地域中核病院は、医療機関相互の機能連携において中核としての役割を果たすとともに、無医地区の医療、休日及び夜間診療並びに救急医療の確保を推進する責務を有するものとする。

第七十一条の六 都道府県は、診療用器械等の共同利用の推進、医療情報処理の体制の整備、地域中核病院の整備等都道府県医療計画を達成するため必要な措置を講ずるようになければならない。

二 市町村及び医療機関は、都道府県医療計画の達成に関し、協力するようになければならない。

三 国は、政令で定めるところにより、地域中核病院を開設する者に対し、その整備及び運営に要する費用の一部を補助するものとする。

四 国は、前項に定めるもののほか、都道府県医療計画の達成のため必要な措置を講ずるようになければならない。

第七十一条の七 都道府県知事は、都道府県医療計画を達成するため必要がある場合には、医療機関を開設しようとする者等に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県医療計画に定める事項の実施に関して勧告をすることができる。

第七十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「若しくは第二十五条第一項」を「第二十五条第一項若しくは第六十三条第一項」に、「又は第二十五条第一項」を「又は第二十五条第一項若しくは第六十三条第一項」に改める。

第七十六条第五号中「第六十四条」を「第六十四条第一項」に、「行つたとき」を「行い又は命令に従わなかつたとき」に改める。

附則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

二 この法律の施行の際現に存する医療法人については、改正後の医療法第四十六条の二から第四十八条までの規定は、施行後一年間は適用しない。

三 改正前の医療法の規定又はこれに基づく命令

の規定によつてした処分及び手続は、それぞれ、改正後の医療法又はこれに基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

四 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生省設置法の一部改正)

五 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四十一号中「基き」を「基づき」に、「必要な申出をすること」を「及び必要な申出をし、並びに国の医療計画を定めること」に改める。

第十号第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 国の医療計画を定めること。

第二十九条第一項の表中「医療機関」を「国の医療計画及びその達成に関し必要な事項並びに医療機関」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約八十八億円、平年度約百七十五億円の見込みである。

八月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人医療費の有料化反対等に関する請願(第五五八〇号)(第五五八一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五五八二号)(第五五八三号)(第五五八四号)(第五五八五号)(第五五八六号)

- 一、老人医療費の有料化反対等に関する請願（第五五九三号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五五九四号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五五九五号）
- 一、老人医療の有料化反対・老後保障制度確立に関する請願（第五五九六号）
- 一、中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願（第五五九七号）
- 一、老人保健法案反対に関する請願（第五五九八号）
- 一、老人医療費の有料化反対等に関する請願（第五六〇〇号）
- 一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願（第五六〇一号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六〇三号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五六〇四号）（第五六〇五号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六〇七号）
- 一、老人保健法案反対に関する請願（第五六一一号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六一二号）（第五六一三号）（第五六一四号）（第五六一五号）（第五六一六号）（第五六一七号）（第五六一八号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五六一九号）
- 一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第五六二〇号）
- 一、老人医療費の有料化反対等に関する請願（第五六二八号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六二九号）（第五六三〇号）（第五六三一号）
- 一、老人保健法案反対等に関する請願（第五六三二号）
- 一、老人医療の有料化反対・老後保障制度確立に関する請願（第五六三三号）
- 一、老人医療費の有料化反対等に関する請願（第五六三五号）（第五六三六号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六三七号）
- 一、老人医療の有料化反対等に関する請願（第五六三八号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五六三九号）（第五六四〇号）（第五六四一号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六四四号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五六四六号）（第五六四七号）
- 一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第五六四八号）
- 一、老人保健医療制度の改善に関する請願（第五六五四号）
- 一、医療・福祉の拡充等に関する請願（第五六七〇号）
- この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。
- 第五五八〇号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願（一通）
請願者 新潟県新津市善道町二ノ九ノ四四
新教組三市中蒲支部内 佐藤幸雄 外七百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
- 第五五八一号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区一ツ橋二ノ六ノ二
日本教育会館七階東京都障害児学校教職員組合内 戸山進
紹介議員 宮本 顕治君
- この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。
- 第五五八二号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願
請願者 東京都大田区矢口三ノ一二ノ一
二 長谷川文治
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
- 第五五八三号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願
請願者 千葉県船橋市飯山満町三ノ一、七
二〇ノ二一 渋谷広志
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
- 第五五八四号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願
請願者 山梨県韮崎市穂坂町宮久保五、四
八〇 名取虎雄 外二十四名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
- 第五五八五号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願
請願者 東京都町田市金森一、八二六ノ四
三 鏡宏 外十四名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
- 第五五八六号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願（一通）
請願者 埼玉県和光市白子二ノ六ノ四六
橋爪富美江 外二十名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。
- 第五五八七号 昭和五十七年七月二十三日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願
請願者 大阪府枚方市津田元町三ノ五ノ一
一 山下栄二 外四百八十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。
- 第五五八八号 昭和五十七年七月二十三日受理
中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願
請願者 札幌市西区手稲富丘一三五 嘉屋 信夫 外九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。
- 第五五八九号 昭和五十七年七月二十三日受理
中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願
請願者 京都市右京区西院高山寺町一九
三宅みつ子 外九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。
- 第五五九〇号 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健法案反対、医療の充実に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市八幡台二ノ六ノ五〇
八 青山紀子 外一万五千五百四十一名
紹介議員 山中 郁子君
- 一、老人医療の有料化を取りやめ、適用年齢を六十五歳に引き下げることを。
二、差額ベッド、付添看護料など保険外負担をなくすこと。
三、国会提出中の老人保健法案を撤回し、医療、保健、訪問看護、リハビリテーションなどを総合した真に高齢者・国民のためになる医療保障制度の確立を急ぐこと。

第五五九一號 昭和五十七年七月二十三日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田五、〇一七
扇原孝義 外二百九十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五九三號 昭和五十七年七月二十四日受理
老人医療費の無料化反対等に関する請願

請願者 千葉県柏市豊四季台四ノ一ノ九一
ノ一〇七 半藤守 外千三百三十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五五九四號 昭和五十七年七月二十四日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 福島市大森上台一〇二ノ四 鈴木
重雄 外千五百十四名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五五九五號 昭和五十七年七月二十四日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 山形県米沢市窪田町矢野目八二〇
ノ二 大島博 外千四十九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二二八一号と同じである。

第五五九六號 昭和五十七年七月二十四日受理
老人医療費の無料化反対・老後保障制度確立に関する請願

請願者 神戸市長田区宮丘町一ノ六ノ四
栗栖堪子 外八百九十二名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二二三七号と同じである。

第五五九七號 昭和五十七年七月二十四日受理

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 愛知県豊橋市柱九番町六四原田ア
パート 景山昌治 外千三百五十
四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五五九八號 昭和五十七年七月二十四日受理
老人保健法案反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市下安松六八二 石川
健一 外三百五十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五八三三号と同じである。

第五六〇〇號 昭和五十七年七月二十四日受理
老人医療費の無料化反対等に関する請願

請願者 福岡県久留米市諏訪野町一、八三
〇ノ一二 樋口米光 外六百九
十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五六〇一號 昭和五十七年七月二十四日受理
適正な診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市出雲町四ノ四 坂
本美矢子 外八十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五六〇三號 昭和五十七年七月二十六日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 静岡県島田市稲荷二ノ七ノ一八
手塚文雄

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六〇四號 昭和五十七年七月二十六日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市播磨乙二五ノ一 加
賀山喜恵子 外三百八十四名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第二二八一号と同じである。

第五六〇五號 昭和五十七年七月二十六日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 岩手県遠野市穀町三ノ一五ノ二
菊池孝 外七百七十一名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第二二八一号と同じである。

第五六〇七號 昭和五十七年七月二十六日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市山崎町四ノ七ノ五〇
八 佐藤とよ子 外十九名

紹介議員 太森 昭君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一一號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健法案反対に関する請願

請願者 埼玉県川口市仲町五ノ一一 総評全
国金属埼玉地方本部前沢工業支部
内 吉岡正昭 外七十五名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第五八三三号と同じである。

第五六一二號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台六ノ四一ノ二
四 白鳥初枝

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一三號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤一、四六〇
ノ一三四ノ四 山根十郎 外九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一四號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田二ノ二八ノ一〇
平田実

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一五號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 栃木県矢板市本町二ノ三三 君島
紀一

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一六號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市三、五〇一ノ
九 貝瀬勇 外二十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一七號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 群馬県山田郡大間々町大間々一、
〇一〇 久保田清一

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一八號 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区石島一五ノ四 渡辺
美寿雄

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六一九号 昭和五十七年七月二十七日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 山形市若葉町六ノ一五 原田則子 外百九十三名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六二〇号 昭和五十七年七月二十七日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区赤城下町五六 高柳 廣 外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第五六二八号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市平出町四、一九一ノ四 横山良子 外百九十四名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五六二九号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願（三通）

請願者 東京都調布市入間町二ノ一六 只野恵子 外七名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六三〇号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区菊川二ノ七ノ三 大木春次

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六三二号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 岡山県御津郡御津町草生 棚田昭夫 外二十七名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六三三二号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人保健法案反対等に関する請願（三通）

請願者 川崎市川崎区大島三ノ二一ノ一 五 岡田久 外百十六名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第五六三三三号 昭和五十七年七月二十七日受理
老人医療有料化反対・老後保障制度確立に関する請願

請願者 愛知県半田市花園町一ノ五ノ一 〇 芦高京子 外七十名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二一三七号と同じである。

第五六三三五号 昭和五十七年七月二十八日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 千葉県印旛郡白井町堀込一ノ六ノ二 首根保男 外五十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五六三六号 昭和五十七年七月二十八日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市栗田一ノ二五ノ一 三 児玉昇 外七百九十九名

紹介議員 宮本 願治君
この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五六三七号 昭和五十七年七月二十八日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市上中条二、一三二 橋本正寿 外十一名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六三八号 昭和五十七年七月二十八日受理
老人医療有料化反対等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市古淵三、一三一ノ二一 森川早苗 外五百七十九名

紹介議員 宮本 願治君
この請願の趣旨は、第一一〇二号と同じである。

第五六三九号 昭和五十七年七月二十八日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 東京都品川区豊町四ノ一七ノ六 高橋日出明 外九十五名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六四〇号 昭和五十七年七月二十八日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪府茨木市桑原三五七 浜田ふすま 外六百三十三名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六四一号 昭和五十七年七月二十八日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田四ノ二〇ノ一 七 三田朝丸 外二百二十五名

紹介議員 宮本 願治君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六四五号 昭和五十七年七月二十八日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願（三通）

請願者 東京都東村山市秋津町四ノ一五ノ一 六 黒田道雄 外十三名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六四六号 昭和五十七年七月二十八日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 新潟県新津市本町三丁目 田澤豊次 外五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六四七号 昭和五十七年七月二十八日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 福島県白河市内三三ノ三紫宛寮 水野栄子 外四百九十九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二一八一号と同じである。

第五六四八号 昭和五十七年七月二十八日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（四通）

請願者 東京都千代田区神田駿河台三ノ一 〇 神田吉彦 外五十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第五六五四号 昭和五十七年七月二十九日受理
老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県浦和市三三三、七五六 助川肇 外五名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六五七号 昭和五十七年七月二十九日受理
医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 北海道旭川市一条一ノ左一 鹿内富子 外六百二十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二八一号と同じである。

八月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(衆)

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の四を削り、第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条中「第二十四条から第二十四条の三まで」を「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

八月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(衆)

八月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六六〇号)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五六四号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六四号)

五六六七号) 一、仲裁裁定の即時完全実施に関する請願(第五六七〇号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六七一号)(第五六七四号)(第五六七五号)

一、雇用における男女の平等実現に関する請願(第五六七六号)(第五六七九号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六八〇号)

一、中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願(第五六八一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六八三三三)(第五六八五号)

一、老人保健医療費の増大化に反対等に関する請願(第五六九一号)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六九二二二)(第五六九三三三)(第五六九四四四)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五六九五五五)(第五六九六六六)(第五六九七七七)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五六九八八八)

一、仲裁裁定の即時完全実施に関する請願(第五六九九九九)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五七〇一〇一)

一、老人保健医療費の増大化に反対等に関する請願(第五七〇二二二)

一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願(第五七〇三三三)

一、老人保健医療費の増大化に反対等に関する請願(第五七〇四四四)

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五七〇五五五)

一、老人保健医療制度の存続に関する請願(第五七〇六六六)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五七〇七七七)(第五七〇八八八)(第五七〇九九九)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五七一五五)

一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五七一五五)

七号) 一、老人保健医療制度の改善に関する請願(第五七一八八)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七二九九九)(第五七三〇〇〇)(第五七三一一一)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七三二二二)(第五七三三三三)(第五七三四四四)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七三五五五)(第五七三六六六)(第五七三七七七)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七三八八八)(第五七三九九九)(第五七四〇〇〇)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七四一一一)(第五七四二二二)(第五七四三三三)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七四四四四)(第五七四五五五)(第五七四六六六)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七四七七七)(第五七四八八八)(第五七四九九九)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七五〇〇〇)(第五七五一一一)(第五七五二二二)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七五三三三)(第五七五四四四)(第五七五五五五)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七五六六六)(第五七五七七七)(第五七五八八八)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七五九九九)(第五七六〇〇〇)(第五七六一一一)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七六二二二)(第五七六三三三)(第五七六四四四)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七六五五五)(第五七六六六六)(第五七六七七七)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七六八八八)(第五七六九九九)(第五七七〇〇〇)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七七一一一)(第五七七二二二)(第五七七三三三)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七七四四四)(第五七七五五五)(第五七七六六六)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七七七七七)(第五七七八八八)(第五七七九九九)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七八〇〇〇)(第五七八一一一)(第五七八二二二)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第五七八三三三)(第五七八四四四)(第五七八五五五)

この請願の趣旨は、第二二八一号と同じである。

第五六七七号 昭和五十七年七月三十一日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都品川区西大井二ノ一四ノ七 皆川七五三男 外十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六七〇号 昭和五十七年七月三十一日受理

仲裁裁定の即時完全実施に関する請願

請願者 沖縄県名護市名護二、四五六 吉真照 外千三百八十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四三一四号と同じである。

第五六七一号 昭和五十七年七月三十一日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺南四ノ一九ノ五 北条文七 外十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六七四号 昭和五十七年八月二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都八王子市打越町七一五ノ一 六九 峯岸益生

紹介議員 阿具根 登君

九

雇用における男女の平等実現に関する請願

請願者 福岡市南区井尻三ノ一九ノ一七

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四〇四八号と同じである。

第五六七九号 昭和五十七年八月二日受理

雇用における男女の平等実現に関する請願

請願者 北海道静内郡静内町山手町五ノ一

紹介議員 〇五 進藤猛 外七百八十四名

この請願の趣旨は、第四〇四八号と同じである。

第五六八〇号 昭和五十七年八月二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願(五通)

請願者 東京都町田市原町三ノ九ノ二

五十嵐忠次 外四名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六八一号 昭和五十七年八月二日受理

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願

請願者 富山県津市相木一九五 南まゆみ 外二千九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五六八三号 昭和五十七年八月二日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川五ノ一六ノ四四 横島幸雄 外一名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六八五号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋一、二、四 後

紹介議員 九谷 金保君

関公子 外一名

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九一号 昭和五十七年八月三日受理

老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区弥生町二ノ六 田村正一 外五名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五六九二号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都町田市能ヶ谷町一、五七九

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九三号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都北区滝野川三ノ六三ノ三ノ四〇三 植竹久男 外五十三名

紹介議員 美濃部亮吉君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九四号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都大田区矢口二ノ二一ノ一六

紹介議員 福田幸雄 外一名

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九五号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四九丁目北海

道建設国民健康保険組合内 三戸清美

紹介議員 九谷 金保君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九六号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区海辺二ノ四 西山

光雄 外六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九七号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都杉並区方南一ノ五二ノ七

大越利夫 外九十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五六九八号 昭和五十七年八月三日受理

医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 京都市右京区太秦安井二条裏町二

〇ノ七 山中幸二 外二百四十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。

第五六九九号 昭和五十七年八月三日受理

仲裁裁定の即時完全実施に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町一ノ一、〇

八六 松井悦子 外千二百九十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四三二四号と同じである。

第五七〇一号 昭和五十七年八月三日受理

老人保健医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都町田市玉川学園二ノ一七ノ

一七 浅井和子

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七八四号と同じである。

第五七〇二号 昭和五十七年八月三日受理

老人医療費の有料化反対等に関する請願

請願者 東京都港区白金三ノ一九ノ一四

岸田ます 外二百百名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。

第五七〇三号 昭和五十七年八月三日受理

適正な診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢二ノ三二ノ一

一四 橋本東洋 外九百八十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五七〇四号 昭和五十七年八月三日受理

老人医療有料化反対等に関する請願

請願者 高知県安芸市日ノ出町 小松喜久

子 外二百七十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一〇二号と同じである。

第五七〇五号 昭和五十七年八月三日受理

医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 和歌山市園部三五七ノ二四 野嶋

幸博 外一万五千六百四十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。

第五七〇六号 昭和五十七年八月三日受理

老人医療無料制度の存続に関する請願

請願者 宮城県多賀城市大代五ノ一二ノ七

岩佐由夫 外二百五十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五五三二号と同じである。

第五七〇八号 昭和五十七年八月三日受理

10

第五七四四号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 宮崎市清水一ノ二宮崎県歯
科医師国民健康保険組合内 山崎
弘

紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七四五号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 秋田市山王二ノ七〇四秋田県歯
科医師国民健康保険組合理事長
遠藤一秋

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七四六号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 兵庫県明石市岬町一四〇一二 鳥
居久一

紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七四七号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 長野市岡田町九六長野県歯科医師
国民健康保険組合理事長 橋場恒
雄

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七四八号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(三通)
請願者 岐阜市神田町六 小坂孝二 外二
名

紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七四九号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(六通)
請願者 東京都台東区二ノ三三ノ一東京都
薬剤師国民健康保険組合理事長
平塚善太郎 外五名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五〇号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 富山市雄川三三六富山県医師国民
健康保険組合理事長 本多幸男
外三名

紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五一号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(十二通)
請願者 静岡県掛川市緑町一、一三八 宮
沢康次 外十一名

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五二号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(五十通)
請願者 神戸市東灘区岡本一ノ一三ノ一二
加藤速水 外四十九名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五三号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 札幌市豊平区平岸一条八丁目北海
道薬剤師国民健康保険組合理事長
山田昭雄

紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五四号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸の内二ノ三三ノ一
山梨県医師国民健康保険組合理
事長 竹居茂樹

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五五号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 長野市若里河原桑ノ木島一、五
七〇一長野県医師国民健康保険
組合内 城下知夫

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五六号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(二通)
請願者 島根県松江市袖師町一〇三二島根
県医師国民健康保険組合内 川上
儀三郎 外一名

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五七号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市深田台八二 花
田剛

紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七五八号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 東京都中央区銀座六ノ一四ノ二東
京料理飲食衛生業国民健康保険組
合理事長 大野泰治

紹介議員 鳩山威一郎君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。
第五七五九号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 佐賀市与賀町一ノ九佐賀県医師国
民健康保険組合理事長 吉原正智

紹介議員 福岡日出磨君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六〇号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願(三通)
請願者 岐阜県各務原市那加南栄町一六岐
阜県医師国民健康保険組合内 二宮保直
外一名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六一号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 広島市中区富士見町一ノ九広島
県歯科医師国民健康保険組合理事
長 澁川哲夫

紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六二号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 山形市十日町四ノ三五山形県歯
科医師国民健康保険組合内 相馬昭
一

紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六三号 昭和五十七年八月四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷田町二ノ二六東
京建設職能国民健康保険組合理事
長 関口正三

紹介議員 降矢 敬義君

紹介議員 円山 雅也君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六四号 昭和五十七年八月四日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願(二通)

請願者 広島市西区観音本町一ノ一 一広
島県医師国民健康保険組合理事長
大内五良 外一名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六五号 昭和五十七年八月四日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願(五十一通)

請願者 京都市東山区五条上ル大黒町三〇
二ノ一三 岩井信之助 外五十名

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六六号 昭和五十七年八月四日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四番
木県医師国民健康保険組合理事長
大西幸雄

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七七七号 昭和五十七年八月四日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願

請願者 石川県金沢市神宮寺三ノ二〇ノ五
石川県歯科医師国民健康保険組合
理事長 竹内太郎

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七七八号 昭和五十七年八月四日受理

国民健康保険組合基盤強化に関する請願

請願者 富山市安野屋町二ノ二ノ三 山本

畿外四名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第五五二五号と同じである。

第五七六九号 昭和五十七年八月五日受理

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 長野県松本市島内四、二九七ノ四
嶋田正美 外九百九十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五七七〇号 昭和五十七年八月五日受理

小規模障害者作業所の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五
九あさやけ作業所内 坂田三雄
外九百七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇〇二号と同じである。

八月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療・福祉の拡充等に関する請願(第五七
八四号)

一、国立腎センター設立に関する請願(第五七
八六号)

一、仲裁裁定の即時完全実施に関する請願(第
五七八七号)(第五七九八号)

一、中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰
国後における対策強化に関する請願(第五八
〇〇号)

一、カイロプラクティックに関する法律の制定
反対に関する請願(第五八〇一号)

一、保育行政の充実に関する請願(第五八〇六
号)

第五七八四号 昭和五十七年八月七日受理

医療・福祉の拡充等に関する請願

請願者 愛知県豊田市若林東町中外根六五

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一二八一号と同じである。

第五七八六号 昭和五十七年八月九日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 大阪府枚方市宮之阪町一ノ二ノ
九 脇坂千鶴子

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三二六二号と同じである。

第五七八七号 昭和五十七年八月十一日受理

仲裁裁定の即時完全実施に関する請願

請願者 和歌山市撞木丁五ノ五四 山崎恵
美子 外三百名

紹介議員 宮之原光君

この請願の趣旨は、第四三二四号と同じである。

第五七九八号 昭和五十七年八月十二日受理

仲裁裁定の即時完全実施に関する請願(二通)

請願者 和歌山県有田郡湯浅町二、〇七〇
ノ四 井原靖雄 外二千百十一名

紹介議員 高杉 建忠君

この請願の趣旨は、第四三二四号と同じである。

第五八〇〇号 昭和五十七年八月十二日受理

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後に
おける対策強化に関する請願

請願者 長野県佐久市横根五〇八 棚沢美
枝 外九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五八〇一號 昭和五十七年八月十二日受理

カイロプラクティックに関する法律の制定反対に
関する請願

法人宮城県はり・きゆう・按摩

マッサー・ジ指圧師会会長 川村智

夫

この請願の趣旨は、第四六三三号と同じである。

紹介議員 藤原 房雄君

第五八〇六号 昭和五十七年八月十二日受理

保育行政の充実に関する請願(四通)

請願者 大阪府八尾市二俣八ノ一 山口宏
幸 外二万四千四百七十九名

紹介議員 片山 甚市君

一九七九年の国連総会で採択された婦人に対する
あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、親が
家庭の義務と労働の奉仕及び公的生活への参加を
両立させるため、また、児童の利益の立場から、
特に網の目のような保育所施設の整備を強調して
いる。ところが、昭和五十七年度予算は、行政改
革の名のもとに軒並みに保育所関係予算を削減し
ており、公立保育所の建設抑制、保育所入所基準
の規制強化、保育料の引上げを行つてゐる。この
ような政府の姿勢を受け、自治体では保育所の職
員配置の見直し等の合理化が行われており、保育
所行政が後退の方向をたどらうとしている。この
ような保育行政の後退は、親から職場を奪い、子
どもたちが地域社会のなかで共に育ちあう権利を
奪い、保育労働者の健康を破壊することになる。
ついでに、保育行政の公的責任を明確にし、保育
行政の充実のため、次の事項について実現を図ら
れたい。

一、既に批准が表明されている婦人に対するあら
ゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき、
積極的に保育所建設計画の策定をはじめ保育行
政の充実を図ること。

二、すべての乳幼児の教育・保育保障としての保
育一元化政策を確立すること。とりわけ、保育
所における障害児共同保育保障を拡大・充実す
ること。

三、保育所行政の民間依存を直ちにやめ、

特に、公立保育所の民営移管、民間保育所中心の施設整備を行わないこと。営利的な民間保育所に対する監督・指導を強化すること。

四、保育所職員の労働基準法違反を一掃すること。保育内容の多様化に伴い職員配置基準の抜本的改正を行うこと。

五、現業職場の下請け・民営化を行わないこと。

六、児童福祉法第二十四条の見直し、保育所入所基準の緩和を行うこと。また、保育単価の引上げが保育料引上げに連動する現行制度を改め保育料を抑制すること。

七、保育所建設費・運営費の超過負担を解消すること。

八、地域や親の生活実態に応じた保育時間の保障、産休あけ保育など国の責任を明確にし、実施すること。

九、学童保育の制度化を行うこと。

八月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、積算給付金制度の改善・継続等に関する請願（第五八〇九号）

一、適正な診療報酬の引上げ等に関する請願（第五八一〇号）

一、中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願（第五八一三三号）

一、療術の制度化阻止に関する請願（第五八一六号）

一、カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願（第五八一七号）

一、保育行政の充実に関する請願（第五八一九号）

一、年金制度の改善、老人医療の有料化反対等に関する請願（第五八二二号）

一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第五八三〇号）

一、慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付の

拡大等に関する請願（第五八三三号）

第五八〇九号 昭和五十七年八月十三日受理
積算給付金制度の改善・継続等に関する請願
請願者 北海道滝川市泉町一ノ五ノ一七
榎井武雄 外千二百九十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五三一五号と同じである。

第五八一〇号 昭和五十七年八月十三日受理
適正な診療報酬の引上げ等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市こぶし町二四ノ一四
坂田昭雄 外九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六八七号と同じである。

第五八一三三号 昭和五十七年八月十三日受理
中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願
請願者 佐賀市若宮三ノ五ノ二一 福田マサエ 外九百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五三九五号と同じである。

第五八一六号 昭和五十七年八月十三日受理
療術の制度化阻止に関する請願
請願者 茨城県行方郡玉造町内宿四九社団
法人茨城県鍼灸あん摩マッサージ
指圧師会会長 甲昭二

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第一二二三号と同じである。

第五八一七号 昭和五十七年八月十三日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願
請願者 茨城県行方郡玉造町内宿四九社団
法人茨城県鍼灸あん摩マッサージ
指圧師会会長 甲昭二

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四六三三号と同じである。

第五八一九号 昭和五十七年八月十三日受理
保育行政の充実に関する請願
請願者 大阪府門真市上島町一八ノ三ノ一
九 中島茂 外一万三千七百五十一名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第五八〇六号と同じである。

第五八二三号 昭和五十七年八月十四日受理
年金制度の改善、老人医療の有料化反対等に関する請願
請願者 石川県能美郡川北町田子島一ノ二
九 宮川輝子 外四百四十名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第一二八〇号と同じである。

第五八三〇号 昭和五十七年八月十四日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 東京都品川区大井五ノ一ノ九
石井ハマ 外百四名

紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第五八三三三号 昭和五十七年八月十四日受理
慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付の拡大等に関する請願
請願者 静岡県袋井市延久三八九 本多正己 外三名

紹介議員 戸塚 進也君
一、慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付や措置費、帰省費等を全額国庫負担とすること。

二、職業指導所を設置すること。

理由
(一)全国の小・中学校の児童生徒のなかで慢性及び神経疾患で悩む者は、八万に及ぶが、そのうち療

養しつつ学校に学んでいる者はわずか一万余人にすぎない。この在学者のなかで多いものは月額六万円の医療費を自己負担して長年経済的にも大きな重荷を背負っている者もある。このようなことから、養護学校・学級に入学することを断念し、不十分な自宅療養あるいは療養途中で転学する不幸な事例も数多くある。昭和四十七年度から小児慢性疾患治療研究費が予算化され、喘息・腎疾患の児童生徒については医療費が給付され、また、昭和四十八年度よりは難病の範囲も拡大され予算が増額されたが、この恩恵を受けられるものは病弱児の一部にすぎないため、この予算の増額はもとより、その他の病種にも拡大して疾患児童生徒も結核疾患児と同様に療育給付を全額国庫負担とする必要がある。最近、特にてんかん、自律神経失調症などの神経疾患の児童生徒が多く入学しているが、これらの者についても特段の配慮を望むものである。なお、該当年齢も病種によつて延長されつつあるが、他の病種についても一層拡大する必要がある。また、児童生徒の療育には医療費のほか、帰省・面会・補食・その他の措置費がかかり、物価の高騰により年々増加している。学校管理下にある寄宿舎等に収容されている児童生徒については既に就学奨励費をもつてその負担を補い昭和五十一年度からは一応増額されたが、厚生省所管の病院・療養所で治療している児童生徒については、措置費や帰省費は支給されていない。

(二)慢性及び神経疾患の子どもをもつ親は、子どもが行く先を考えなければならないが、ハンデのある子どもは就職については、非常に不安を感じている。については、国や県が「あと保護のため、病気に見合う職業指導所を早急に設置し、更に、社会に出て職業に就くことができるようになった者については、職業あつ旋の窓口を拡大充実するよう望むものである。

第十八号中正誤

（ペ）段行 誤 正
八三六 安恒良一郎君 安恒良一君

第七部

社会労働委員会会議録第十九号

昭和五十七年八月十九日

【参議院】

昭和五十七年八月二十五日印刷

昭和五十七年八月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C